

第3次 群馬県交通安全教育

アクション・プログラム

令和8年4月

群馬県

目 次

第 1	策定の基本的な考え方	1
1	策定の背景	1
2	目的	1
3	位置づけ	1
4	課題	1
(1)	現状	1
(2)	第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムの検証	3
5	目標	3
(1)	達成目標	3
(2)	数値目標	3
(3)	進捗管理	4
6	計画期間	4
第 2	特徴	4
1	参加・体験・実践型の教育手法の活用	4
2	社会情勢等に応じた交通安全教育	4
3	関係機関・団体との連携	4
第 3	交通安全教育の内容	4
第 4	具体的な施策	4
1	未就学児、小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育	4
(1)	未就学児	5
(2)	小学生	5
(3)	中学生	6
(4)	高校生	8
2	大学生等・成人及び高齢者に対する交通安全教育	11
(1)	大学生等・成人	11
(2)	高齢者	12

第1 策定の基本的な考え方

1 策定の背景

平成26年12月施行の群馬県交通安全条例に基づき、こどもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施するとともに、群馬県の交通安全対策に関する決議により、交通安全教育のためのアクション・プログラムを作成することとされました。

群馬県の交通安全対策に関する決議(平成26年第3回定例県議会)

小・中・高校生に対する自転車運転のマナーアップを含めた交通安全教育のためのアクション・プログラム(行動計画)を、知事部局、教育委員会、警察本部の各関係部局で連携して作成のうえ推進すること。

近年、県内における交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者や自転車利用者が関係する事故は依然として数多く発生しており、さらなる対策が求められています。また、交通環境の変化や新たな移動手段の普及等により、交通安全教育を取り巻く状況も変化しています。

県では、これまで「第1～2次群馬県交通安全教育アクション・プログラム」に基づき、関係機関が連携して交通安全教育を推進してきたところですが、年齢層や利用形態に応じた、より効果的かつ体系的な取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、第12次群馬県交通安全計画に掲げる目標の達成に向け、交通安全教育分野における具体的な取組を示すものとして、「第3次群馬県交通安全教育アクション・プログラム」を策定するものです。

2 目的

交通安全教育の実施により、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全に関する思想、知識及び態度を身に付け、生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づけることを目的とします。

3 位置付け

- (1) 群馬県交通安全条例及び群馬県の交通安全対策に関する決議に基づき、幅広い年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を具体的に実施するための計画として策定します。
- (2) アクション・プログラムは、国が定める交通安全基本計画、群馬県交通安全計画及び交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に沿って策定します。

4 課題

(1) 現状

本県では、人口10万人当たりの人身事故発生数が全国値に比べて高く、ワースト上位が継続しており、平成28年から件数を減少させることができていないものの、全国値に対して下げ幅が少なく、平成28年は全国の約1.7倍でしたが、令和6年には全国の約

2.0 倍となっています。

また、自転車事故の割合も同様に高く、特に高校生の通学时 1 万人当たりの自転車事故件数は平成 26 年から 11 年連続で全国ワースト 1 位となっています。

【人口 10 万人当たりの交通人身事故発生件数(全国値との比較)】

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
群馬県 (A)	676.0	645.9	663.3	599.6	469.6	516.1	505.5	517.7	467.2
全国 (B)	389.8	371.5	338.8	300.0	243.3	241.9	238.5	244.1	230.6
A/B	1.73	1.74	1.96	2.00	1.93	2.13	2.12	2.12	2.03

(出典:令和 6 年群馬の交通事故統計)

【高校生の通学时1万人当たりの自転車事故件数】

単位:件

順位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1位	群馬県 109.1	群馬県 88.1	群馬県 112.0	群馬県 93.6	群馬県 108.9	群馬県 96.3
2位	静岡県 75.0	静岡県 58.1	静岡県 64.3	静岡県 56.7	静岡県 64.8	静岡県 57.8
3位	宮崎県 41.0	宮崎県 33.0	徳島県 41.3	徳島県 43.3	徳島県 45.6	愛知県 46.9
4位	山形県 37.8	香川県 30.8	香川県 37.6	愛知県 40.0	愛知県 44.2	徳島県 35.8
5位	兵庫県 35.3	徳島県 30.6	佐賀県 34.7	埼玉県 30.8	佐賀県 33.6	香川県 35.2

出典:自転車の安全利用促進委員会

【交通人身事故発生件数・交通事故死者数の推移】

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H28→R6
交通人身事故 発生件数	13,574	12,745	13,087	11,831	9,266	10,007	9,803	1,038	9,059	-33.3%
交通事故 死者数	62	67	64	61	45	50	47	47	49	-21.0%

【第 2 次群馬県交通安全教育アクション・プログラム数値目標達成状況】

区 分	令和7年目標値	令和7年実績値	達成状況
交通人身事故発生件数	8,282	9,095	未達成
自転車の関係する交通人身事故発生件数	1,518	1,691	未達成

(2) 第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムの検証

令和3年度から令和7年度まで第2次群馬県交通安全アクション・プログラムに基づいて交通安全教育を実施しましたが、数値目標として掲げた「交通人身事故発生件数」、「自転車の関係する交通人身事故発生件数」ともに達成することができませんでした。

交通人身事故発生件数については、平成28年比で約3割減少させることができているのに対して交通事故死者数の減少は約2割減少にとどまり、かつ、近年では横ばい傾向が続いており、特に重大な事故の減少が課題といえます。

また、自転車の関係する交通人身事故発生件数については、特に中学・高校生の通学時における交通事故割合の全国ワースト上位が続き、引き続き対策が必要な状況です。

よって、今後は、人命尊重の基本理念に基づき、命に関わる重大な事故減少と、高校生を主体とした自転車の事故減少に着目した取り組みを推進していくこととします。

5 目標

(1) 達成目標

計画の目的である「生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づける」ため、各年齢層の目標を設定しました。

① 未就学児

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

② 小学生

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、安全に自転車を利用して道路を通行し、また、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

③ 中学生

自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにします。

④ 高校生

自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として責任をもって行動することができるような社会人を育成します。

⑤ 大学生等・成人

特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図るようにします。

⑥ 高齢者

加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行し、また、車両を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得できるようにします。

(2) 数値目標

関係機関及び団体が連携して達成目標に基づいた交通安全教育を推進し、群馬県交通安全計画における道路交通の安全に係る指標の達成を目指します。

第12次群馬県交通安全計画における道路交通の安全に係る指標

- ・ 交通事故による死者・重傷者
 - ・ 自転車の関係する交通人身事故発生件数
- ） 令和6年比3割以上減少
(出典:第12次群馬県交通安全計画)

(3) 進捗管理

本プログラムに基づく取組については、関係機関及び団体が連携し、実施状況の共有を図るとともに、必要に応じて取組内容の点検・見直しを行い、効率的・効果的な交通安全教育の推進に努めます。

6 計画期間

第12次群馬県交通安全計画と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、群馬県交通安全条例が改正された場合には、その都度見直しを検討します。

第2 特徴

1 参加・体験・実践型の教育手法の活用

安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、特に中学校及び高等学校において、自転車を利用した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用します。

2 社会情勢等に応じた交通安全教育

交通安全教育の具体的な内容については、地域における交通情勢や交通事故発生状況、道路交通に関する制度改正、各種感染症の影響等を踏まえ、社会情勢の変化に対応したものとします。

3 関係機関・団体との連携

交通安全教育を行う関係機関や団体は、交通安全教育に関する情報を交換し、相互に連携を図りながら交通安全教育を行います。

第3 交通安全教育の内容

別紙1「年齢層に応じた交通安全教育の内容について」のとおり

第4 具体的な施策

別紙2「第3次群馬県交通安全教育アクション・プログラム全体計画」のとおり

1 未就学児、小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育

(1) 未就学児

幼児交通安全教室【継続】

交通ルール、横断歩道の渡り方、信号機の正しい見方等について学ぶ交通安全教室を実施します。

(警察・交通安全協会)

(2) 小学生

① 共通

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【継続】

「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 動画による自転車の交通事故防止に係る交通安全教育の実施【継続】

既存の教材DVDの他に、独自で作成した動画を活用することにより、交通安全に関する児童の興味を引き、効果的な交通安全教育を推進します。

(警察)

- ・ 自転車検定(ミニテスト)【継続】

自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身に付けさせるため、法改正に合わせて改訂を行った自転車ミニテストを実施します。

(警察)

- ・ 交通安全教育【継続】

関係機関と協力し、計画的に交通安全教育(指導)を実施します。

(教育委員会・警察)

- ・ 通学路マップ作り【継続】

児童の通学路を把握・共有し、通学時の交通事故を防止するため、通学路マップを作成します。

(教育委員会)

- ・ 学校安全研究協議会【継続】

交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした学校安全研究協議会を開催します。

(教育委員会)

- ・ 通学路合同点検【継続】

児童が安全に安心して通学できるようにするため、通学路の合同点検を実施します。

(教育委員会)

- ・ 終業式における全学年を対象とした県下一斉交通安全講話【継続】
夏休み等児童の長期休暇期間中の交通事故を防止するため、終業式に交通安全講話を実施します。

(警察)

② 1・2年

- ・ 新入生への県下一斉交通安全講話【継続】
新入学児童を交通事故から守るため、新入学時における県下一斉の交通安全講話を行います。

(警察)

- ・ 新入生に対する交通安全チラシ及び安全傘の配布【継続】
新入生の交通安全に対する意識を高め、交通事故から守るため、交通安全チラシ及び安全傘を配布し、傘を使用した交通安全教室を行います。

(交通安全協会)

③ 3・4年

- ・ 自転車の乗り方教室【継続】
自転車を利用する機会が増える3・4年生児童を対象に自転車利用に関する基本的知識と技術の向上を図るため、自転車の乗り方教室を実施します。

(教育委員会)

④ 4・5・6年

- ・ 交通安全こども自転車大会【継続】
自転車競技を通じて、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、児童の交通事故を防止するため、交通安全こども自転車大会を開催します。

(交通安全協会)

(3) 中学生

- ・ 道路交通法改正の周知と改正に伴う施策の推進【新規】
自転車に対する交通反則通告制度適用を踏まえて、制度の周知と、交通ルール確認のための安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【継続】
「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 自転車販売店を通じた自転車事故防止啓発用チラシの配布活動【継続】
自転車通学を始める新入生の交通事故を防止するため、自転車販売店を通じて、新入生及び保護者に対して、自転車事故防止啓発用チラシを配布します。
(県・警察)
- ・ 自転車検定(ミニテスト)【継続】
自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身につけさせるため、法改正に合わせて改訂を行った自転車ミニテストを実施します。
(警察)
- ・ 交通安全教育【継続】
自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるための交通安全教育を実施します。
(警察)
- ・ 毎月15日の自転車マナーアップ運動【継続】
自転車のルールとマナーの周知徹底を図るため、毎月15日の「自転車マナーアップデー」において、自転車マナーアップ運動を実施します。
(県・教育委員会・警察)
- ・ 自転車安全点検・整備【継続】
自転車を安全に利用することができるよう、自転車の点検と整備方法等について自転車安全整備士から指導を受けます。
(教育委員会)
- ・ 通学路危険マップ作り【継続】
生徒の通学路と危険箇所を把握・共有し、通学時の交通事故を防止するため、通学路危険マップを作成します。
(教育委員会)
- ・ 自転車月間【継続】
自転車のルールとマナーの向上を目指し、毎年5月を自転車月間として、集中的に取り組を行います。
(県・教育委員会・警察・交通安全協会)
- ・ 協力企業との連携による自転車の安全教室【継続】
自転車事故を防止するため、企業と連携して、参加・体験・実践型の自転車安全教室を実施します。
(教育委員会)

- ・ 自転車の乗り方教室【継続】

自転車利用に関する知識の普及と運転技術の向上を図るため、自転車の乗り方教室を実施します。

(教育委員会)

- ・ 学校安全研究協議会【継続】

交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした学校安全研究協議会を開催します。

(教育委員会)

(4) 高校生

① 共通

- ・ 交通安全動画制作ワークショップ【新規】

交通安全動画制作を通じて、改めて正しい交通ルールについて見直し、同じ高校生からの言葉として啓発を行うため、交通安全動画制作ワークショップを実施します。

(県・教育委員会)

- ・ デジタルサイネージ等を活用した啓発動画発信【新規】

自転車セーフティプロジェクトモデル校や動画コンテスト入選者通学校を中心に、高校生自転車交通安全動画コンテストの入選作品などを、デジタルサイネージ等を活用して校内における発信による周知啓発を実施します。

(県・教育委員会)

- ・ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策【新規】

主に運転免許を持たない高校生に向けて、基本的な交通ルールの周知等、正しい利用方法について広報啓発を推進します。

(県・教育委員会・警察)

- ・ 交通安全指導者の育成【新規】

生徒に対して交通安全の指導を行う教員向けに、正しい交通ルールの確認や指導要領を学ぶ講習や教材の配布等を実施して、交通安全指導者の育成を推進します。

(県・教育委員会)

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【継続】

「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容として改正された群馬県交通安全条例の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 高校生自転車交通安全動画コンテスト【継続】

高校生による動画制作を通じ、高校生自身が自転車の交通安全について考える機会とすることで交通安全意識の高揚を図るため、高校生自転車交通安全動画コンテ

ストを実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 自転車販売店を通じた自転車事故防止啓発用チラシの配布活動【継続】

自転車通学を始める新入生の交通事故を防止するため、自転車販売店を通じて、新入生及び保護者に対して、自転車事故防止啓発用チラシを配布します。

(県・警察)

- ・ ヘルメット着用の定着化【継続】

自転車利用時の重大事故を防止するため、自転車セーフティープロジェクトモデル校を中心に、自転車を利用する全ての高校生に対するヘルメット着用の定着を図ります。

(県・教育委員会)

- ・ 交通安全教育【継続】

自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するため、自転車に対する交通反則通告制度適用など法改正を踏まえた交通安全教育を実施します。

(教育委員会・警察)

- ・ 自転車安全点検・整備【継続】

自転車を安全に利用することができるよう、自転車の点検と整備方法等について自転車安全整備士から指導を受けます。

(教育委員会)

- ・ スケアード・ストレイト教育技法による参加・体験型の自転車交通安全教室【継続】

高校生の自転車事故を防止するため、スタントマンによる交通事故の再現により「ヒヤリハット」の体験をさせるスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を実施します。

(県・教育委員会・警察)

- ・ 二輪車安全運転者講習会【継続】

生徒に二輪車利用に関する知識の普及と技術の向上を図るため、二輪車安全運転者講習会を実施します。

(教育委員会)

- ・ 高校生サイクルサミット【継続】

生徒の自転車利用に関する交通安全意識の高揚を図るとともに、自転車用ヘルメットの必要性及び安全性についての理解を促すため、高校生サイクルサミットを開催します。

(教育委員会)

- ・ 協力企業との連携による自転車の安全教室【継続】
 自転車事故を防止するため、企業と連携して参加・体験・実践型の自転車の安全教室を実施します。
 (教育委員会)
- ・ 交通安全指導者養成講習会【継続】
 生徒の自転車事故を防止するため、教職員を対象にした講習会を実施します。
 (教育委員会)
- ・ 高等学校等交通安全指導対策協議会【継続】
 交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした高等学校等交通安全指導対策協議会を開催します。
 (教育委員会)
- ・ 事故再現を取り入れた自転車安全指導研修会【継続】
 自転車の交通安全に関するより専門的な知識の習得を図るため、教職員を対象にした自転車安全指導研修会を開催します。
 (教育委員会)
- ・ 毎月 15 日の自転車マナーアップ運動【継続】
 自転車のルールとマナーの周知徹底を図るため、毎月 15 日の「自転車マナーアップデー」において、自転車マナーアップ運動を実施します。
 (県・教育委員会・警察・交通安全協会)
- ・ 自転車指導警告票の交付データを活用した交通安全教育・指導【継続】
 高校による効果的な交通安全教育を推進し高校生の自転車事故を防止するため、「高校生の自転車安全利用に関する協定」に基づき、自転車警告書による指導警告状況を各高校に情報提供します。
 (警察)
- ・ 自転車検定(ミニテスト)【継続】
 自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身につけさせるため、法改正に合わせて改訂を行った自転車ミニテストを実施します。
 (警察)
- ・ 交通安全巡回点検【継続】
 通学時の交通ルールとマナー向上のため、教育委員会職員による各校への巡回点検を実施します。
 (教育委員会)

② 1 年生

- ・ 交通事故防止宣言【継続】

新入生による交通事故防止を宣言の実施により、交通安全意識の高揚を図ります。
(教育委員会)

2 大学生等・成人及び高齢者に対する交通安全教育

(1) 大学生等・成人

- ・ 自転車事故防止メディアプロモーション【新規】
インターネット、SNS 及びラジオ放送など各種メディアを活用して自動車ドライバー対象に自転車との出会い頭事故防止を呼び掛ける啓発の発信を実施します。
(県・警察)
- ・ 自転車との出会い頭事故防止街頭啓発活動【新規】
交通安全啓発キャラバン隊や各関係協力団体が連携して、自動車ドライバーに向けた自転車との出会い頭事故防止の街頭啓発活動を実施します。
(県・警察・交通安全協会)
- ・ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策【新規】
ウェブやSNS等を活用して、運転免許を持たない者も含めた広い範囲を対象として、基本的な交通ルールの周知等、正しい利用方法について広報啓発を推進します。
(県・警察)
- ・ 外国人に対する交通安全教育等の推進【新規】
定住外国人に対する、母国との交通ルールや交通安全意識の違いへの理解促進や、訪日外国人に対するガイドブック等を活用した広報啓発を推進します。
(県・警察)
- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【継続】
「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。
(県・警察・交通安全協会)
- ・ 二輪車安全運転講習会【継続】
二輪車の基本的な乗り方や安全に乗るためのテクニック等を習得させ、二輪車の交通事故を防止するため、二輪車安全運転講習会を実施します。
(交通安全協会)
- ・ 二輪車指導員養成講習会【継続】
二輪車に関する交通安全教育を実施することができる指導者を育成するため、二輪車指導員養成講習会を開催します。
(交通安全協会)
- ・ 初心運転者に対する交通安全教育【継続】

運転免許試験の合格者を対象に、初心運転者の事故防止を目的とした交通安全教育を実施します。

(交通安全協会)

(2) 高齢者

- ・ 交通上危険がある高齢者に対する交通安全教育【新規】

道路の乱横断、夜間の車道歩行や反射材未装着等で、交通上危険が認められる高齢者を発見した際に、機を逸することなく交通安全指導を実施するとともに、承諾を得た上での靴などへの反射材直接貼付を行います。

(警察)

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【継続】

「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・警察・交通安全協会)

- ・ 高齢者宅個別訪問による靴用反射シールの直接貼付活動【継続】

薄暮・夜間・早朝における歩行中の交通事故を防止するため、一度貼付すれば外出時、必ず着用することとなる靴用反射シールの直接貼付活動を推進します。

(県・警察・交通安全協会)

- ・ 高齢運転者ミーティング(高齢運転者の参加・体験・実践型安全教育)【継続】

高齢運転者の交通事故を防止するため、他機関と連携して先進安全自動車の体験乗車や運転適性検査等を取り入れた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 動画による高齢者交通安全教育【継続】

安全教育に参加する機会の少ない高齢者に配慮して、生活の様々な場面で効果的な交通安全意識啓発が図れるよう、動画による交通安全教育を推進します。

(警察)

- ・ 交通安全教育【継続】

加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響について理解させるとともに、歩行中、自転車利用中、自動車運転中に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 75歳以上の高齢者宅個別訪問による交通安全教育【継続】

交通事故の加害者にも被害者にもなることが多い75歳以上の高齢者宅に個別に訪問して、交通安全教育を行います。

(警察)